

倉橋惣三と幼稚園教育要領

Souzou Kurahashi and Course of Study Kindergarten

芦田 哲

Satoshi Ashida

はじめに

平成30年に改訂された幼稚園教育要領は、幼稚園教育の基本として、幼児期の教育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育は、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とするとし、幼児が身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気付き、試行錯誤したり、考えたりするような見方・考え方を生かし、よりよい教育環境を創造するように努めるものとする。幼児の主体的活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。遊びを通しての指導を中心としてねらいが総合的に達成されるようにすることなどを示している。

つまり、環境を通して行う教育や幼児の主体的な活動や幼児期にふさわしい生活、遊びを通しての総合的な指導などが大きな柱になっている。このことについて倉橋惣三の保育法が大きく影響していると考えられる。そこで倉橋惣三の『幼稚園真諦』を通してどのように影響しているのかを考える。

幼稚園真諦

幼稚園真諦は第1編幼稚園保育法について、第2編保育案の実際、第3編保育課程の実際の3編で構成されている。その中の第1編幼稚園保育法と第2編保育案の実際を読みながら、倉橋の保育法について考える。

幼稚園保育法

教育における目的と対象

「教育は、目的を本拠として教育に臨んでいくか、対象の特質に基づいて教育に臨んでいくかという教育態度の差異によって相違が起こってくる。(中略) その目的をどういうふうにして、対象の特

質に適応させていくかの工夫があって始めて、そこに教育の実際が生まれてくる。(中略)つまり、目的へ対象をはめていくか、対象へ目的を現していくか、その態度の別によって大きな相違が起こってくる」¹⁾

「対象が幼さなければ幼い程、こっちから対象へ手を伸べていくのでなければならない」²⁾「幼稚園の保育は、特に対象本位に、実に対象本位に、計画されていくべきものである」³⁾

教育は目的が大切ではあるが、その目的を対象である幼児にどのように適応させていくかバランスが重要であり、幼児が小さければ小さい程対象を重視すべきであるとし、対象の重要性を述べている。幼稚園は幼児を主体にした保育を行うことである。

幼児生活と幼稚園生活形態

「幼稚園においてまず大事なものは、幼稚園における幼児らの生活態度の考慮である」⁴⁾「その生活形態が学齢前の幼児に即して正しく行われているかどうかということこそ、最も深く考えなければならない」⁵⁾

「幼稚園の真諦は、何を保育の目的とするか、いかに能力に相当させるかということを考えるだけでなく、いかなる生活形態に幼児を生活させるのが、幼稚園の真の姿、実体であろうかということではなければならない」⁶⁾

「生活形態をなぜそんなに重んずるかというに、生活はその形態によってこそ、始めてその真実なる生活性を発揮し得るものであるからである」⁷⁾

「子供が真にそのさながらで生きて動いているところの生活をそのままにしておいて、それへ幼稚園を順応させることがほんとうではありますまいか」⁸⁾

幼稚園においてまず考えなければならないことは、幼児の生活形態である。幼児に無理のない自然な生活をさせ、そこに幼稚園を順応させていくことが大事である。生活形態がきちんとしていれば、幼児は幼児らしい生活性を発揮できる。

生活へ教育を

「幼稚園というものは、教育の場である前に子供自身の場所であるべきである」⁹⁾

「こちらの目的を子供に押し付けるに都合のよいようにするのではなく、子供が来て、ラクに、自分達のものと感じるようにしておくことである。(中略)子供が自然な満足を感じるようにしておくことである」¹⁰⁾

「先ず、十分自然な子供の生活形態を作らせておいて、そのうちに十分の自己充実ができるように支度してやることである」¹¹⁾

幼稚園は子供が自然とやってきて遊びたいと思うような場所であるべきである。そこで子供が自由に振る舞っている中で自己充実が図られるようにすることである。幼稚園が自分たちの居場所であると感じさせることである。

幼児生活の自己充実

「幼児の生活を主とするためには、先ず幼稚園をその生活形態に重きを置いて考えるようにしなければならない。(中略)生活が十分生活らしさを発揮しているということである。そのためには、幼

幼稚園生活の形態に、いわゆる自由の要素をできるだけ多く持たせることが先決である」¹²⁾

「幼稚園には幼児の生活が、その自己充実力を十分発揮し得る設備とそれに必要な自己の生活活動のできる場所が必要である」¹³⁾

「幼稚園は、設備によってこそ生活が発揮される。(中略)先生が直接に幼児に接する前に、設備によって保育するところである。(中略)設備の背後には先生の心、教育目的が入っていなければならない」¹⁴⁾「その設備を幼児が束縛されずに自由に使うことができなければならない。(中略)生活の自由が十分許されていないなければならない。(中略)幼児の自由感こそ設備をよく生かしていくもである」¹⁵⁾

ここでは、幼児の自由感、幼稚園の設備の重要性について述べている。子供が自己充実を図るには、先生の心、教育目的が入った設備が必要であり、それに自由に関わることが出来ることである。環境の構成が重要である。

幼児生活の充実指導

「できるだけ設備が与えられ、幼児の生活的自己充実が一杯に発揮させられたとしても、自己充実そのものだけでは足りない。もう一つ手伝わなければならない。それは充実指導である。(中略)教育者からの働きが始まっている」¹⁶⁾

「充実指導とは彼らにおいて自己充実ができていくかどうかというところに重きをおいて指導する」¹⁷⁾「子供が自分の力で、充実したくても、自分だけでそれができないところを、助け指導してやるということである」¹⁸⁾

「充実を助けるために先生は少し出てきているけれども、(中略)その所在は子供にも見物人にも目立たないことである」¹⁹⁾

子供の自己充実だけではもの足りない、その先子供をもう一步伸ばしてやるのが充実指導である。保育者が少し出てきて、援助や言葉掛け等などの助け指導をしてやることである。ただ子供と共にあり、出すぎないようにすることである。

幼児生活の誘導

「その次に幼児生活の誘導ということが始まって来る。誘導となると、子供よりも大人の方がずっと多く働くことになる。充実指導をしようと心がけてはいても、自らなにもしない子供があるかも知れない。そういう力のない生活を、もう一つ、幅において深さにおいて展開させていこうとなると、いささか強い力を加える必要が起こる」²⁰⁾

「子供が断片的に生活していくことは、それぞれとしてはよろしいが、その断片性に、中心を与える、系統を付けさせてやることができたなら、興味が一段と広く大きくなって来るだろうと考えられる」²¹⁾

「つまり、自分の興味にある系統がついているときに初めて、生活興味(事物個々の興味でなく)が起こって来る。その意味からして、幼児の生活を生活として段々発展させていくことになる。すなわちここに誘導の問題が起きてくる」²²⁾

幼児の生活をさらに幅広く発展させる必要がある。そこに必要なのが誘導である。子供の興味に

則った主題をさらに発展させていくために誘導をしていかなければならない。保育者が関わるものが少しずつ大きくなっていく。

幼児生活の教導

「誘導の後に、教導ということが出てくる。学校教育の中ではここからが主な仕事になってくるが、幼稚園では、自己充実、充実指導、誘導の後に持ち出されるものと考えたい。教導とは、幼稚園教育としては最後にあって、『この子には、もう一つこれを付け加えてやりたい』というところに行われるものである」²³⁾

「教導は、例えば、水族館ができていれば子供は魚が作りたくなる。自分で鯛やいろいろ作って、そうして先生の所に来て、『魚はもう他にありませんか』と聞いた時、そこで他の魚を教える。あるいは何も聞きに来なくても、その子の知識を加えてやるために教えることもある」²⁴⁾

その子に何かもう一つ付け加えさせることによって、その子の活動がさらに深まっていく。何が適切か必要か知識や方法を付け加えてやることである。それが教導である。保育者の関わりがさらに強くなっていく。

保育案の実際

「幼児生活そのものを、どうこしらえ、形を変えていくかということではなくて、あるがままの幼児生活を、どう誘導するかという所に、保育案が立てられる」²⁵⁾

「先生方の目的を偏りなく子供の生活の中に持っていくについて、ある方面が欠けないように、ある方面が多過ぎないように」²⁶⁾

「保育案はある範囲内で、自分の選択のきくようにしておくことである。何を選ぶかという自由は許すが、どれを選んでも、(中略)すなわちどれを選ぶにしても、選んだものの中には必要な栄養価値-教育価値-がちゃんと配分されているのでなければならない」²⁷⁾

「例えば野菜が主題として選ばれたとする。子供の興味の外に、どれだけの教育目的を実現していく可能性を含んでいるかということを考えなければならぬ。八百屋ですから、果物を並べましょう、野菜を置きましょう。その果物、野菜を置くなら、そこにそれぞれの保育内容が行われるのは当然である。その八百屋に看板をかけたか、広告のビラを書いたり、いろいろな果物の名前を書いたりすると、ここに保育内容としての文字の問題が入ってくる。あるいは品物なり、売り上げについて勘定することもあって、数の問題が入ってくる。あるいは店の品々を作るについて、製作が入ってくる。こういう意味で、いろいろな面に従ってどういう教育が出来るかということも、その中に配当されるものである。それが出来るだけ多い方がよい」²⁸⁾

保育の活動のなかには、栄養価値や教育価値などが多くの教育目的が含まれていなければならない。総合的な指導が必要である。保育案を立てるときにはいろんな価値を幅広く多く入れておくことである。それを子供が自由に選択していくことである。

幼稚園教育の基本の変遷

1946(昭和21)年に日本国憲法が制定された。そして新しい日本の教育の基本を確立するため「教育基本法」²⁹⁾と「学校教育法」³⁰⁾が1947(昭和22)年に制定された。幼稚園は、「学校教育法」において学校の一つとして位置づけられた。

1947(昭和22)年に制定された学校教育法では、77条に

「幼稚園は、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」³¹⁾と定めている。

幼稚園教育の基本方針は、1948(昭和23)年に文部省が保育要領を発刊、1956(昭和31)年に幼稚園教育要領を発刊し、以後5回改訂を行っている。

1947(昭和22)年保育要領

「学校教育法第77条に『幼稚園は、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする』とある趣旨をよく体して……(中略)幼児の心身に成長発達に即して、幼児自身の中にあるいろいろのよき芽ばえが自然に伸びていくのでなければならない。教師はそうした幼児の活動を誘い促し助け、その成長発達に適した環境をつくることに努めなければならない」³²⁾

1956(昭和31)年幼稚園教育要領

「幼稚園教育の目的は、幼児にふさわしい環境を用意して、そこで幼児を生活させ、望ましい方向に心身の発達がよりよく促進されるように指導することである」³³⁾

1963(昭和38)年第1次改訂

「幼稚園教育の基本は、幼児の生活経験に即し、その興味や欲求を生かして、総合的な指導を行うようにすること。また、地域の実情に即し、かつ、幼稚園の生活環境を整備して、適切な指導を行うようにすること」³⁴⁾

1989(平成元)年第2次改訂

「幼稚園教育は、幼児期の特性を踏まえ環境を通して行うものであることを基本とし、(1)幼児は安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくもので考慮して、幼児の主体的な活動を促し幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。(2)幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として第2章に示すねらいが総合的に達成されるようにすること」³⁵⁾

1998(平成10)年第3次改訂

「幼稚園教育は、学校教育法77条に規定する目的を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とし、(1)幼児は安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくもので考慮して、幼児の主体的な活動を促し幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。(2)幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として第2章に

示すねらいが総合的に達成されるようにすること。その際、幼児の主体的な活動が確保されるよう幼児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成しなければならない³⁶⁾

2008(平成20) 年第4次改訂

「幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育は、学校教育法22条に規定する目的を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とし、(1) 幼児は安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくもので考慮して、幼児の主体的な活動を促し幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。(2) 幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として第2章に示すねらいが総合的に達成されるようにすること。その際、幼児の主体的な活動が確保されるよう幼児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成しなければならない³⁷⁾

2018(平成30) 年第5次改訂

「幼児期の教育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育は、学校教育法に規定する目的及び目標を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。

このため教師は、幼児との信頼関係を十分に築き、幼児が身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気づき、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり、考えたりするようになる幼児期の教育における見方・考え方を生かし、幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めるものとする。主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにする。遊びを通しての指導を中心としてねらいが総合的に達成されるようにする³⁸⁾

基本方針の流れを見てみると、○適当な環境を与える ○ふさわしい環境を用意して ○総合的な指導を行うようにすること ○環境を通して行うものであること ○幼児の主体的な活動を促し ○幼児期にふさわしい生活 ○遊びを通しての指導を中心としてねらいが総合的に達成させられるようにすること ○計画的に環境を構成しなければならない ○幼児と共によりよい教育環境を創造するよう努めるものとする等が挙げられている。

環境を通して行うこと。幼児の主体性を重視することと幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。遊びを通しての総合的な指導を行うことが基本に流れている。このことについて『幼稚園教育要領』と『幼稚園真諦』の関連について考える。

幼稚園教育要領と幼稚園真諦の関連

環境を通して行う教育

『幼稚園教育要領』には、「幼稚園教育は、幼児期の特性を踏まえて環境を通して行うものであることを基本とする³⁹⁾とある。このことについて『幼稚園真諦』は“幼児生活の自己充実”の中で、幼児をいかに自己充実させていくかが重要であると述べている。自己充実させていくには自己充実

を十分発揮できるだけの教育目的の入った設備がある。その設備に幼児が自由感を持って主体的に関わることが出来ることであると述べている。つまり環境を通して行う教育である。

幼児期にふさわしい生活の展開と幼児の主体的な活動

『幼稚園教育要領』では幼稚園教育の基本として、「幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること」⁴⁰⁾を示しており、ここでは“幼児期にふさわしい生活”と“幼児の主体的な活動”ということが挙げられている。

幼児期にふさわしい生活は、この点に関して『幼稚園真諦』は“幼児生活と幼稚園生活形態”や“生活へ教育”の中で、幼児の生活はあるがままの生活でなければならない。幼稚園での生活形態に無理があってはならない。自由に主体的に生活できなければならない。それが幼稚園教育の基盤であると述べている。幼児期にふさわしい生活が重要であるということである。

幼児の主体的な活動について『幼稚園真諦』では、自己充実の中で設定された設備を子供が自由に使うことができなければならないと子供の自由感を重視している。主体的に設備に関わり自己充実を図らなければならないとしている。

遊びを通しての総合的な指導

『幼稚園教育要領』では「遊びを通しての指導を中心として、第二章に示すねらいが総合的に達成されるようにすること」⁴¹⁾を示している。『幼稚園真諦』では“保育案の実際”の中で、保育は断片的に行われるものではなく、総合的に行われるものである。だから保育案には、必要な滋養価値や教育価値が満遍なく含まれているものでなければならない。ある面が多すぎたり、欠けたりすることがないようにすることである。その中で子供は自分で好きなものを自由に選んで活動していくことが出来ることであると述べている。

前掲の八百屋の事例でもあるように、一つの活動の中に文字の問題、数の問題、製作の問題などいろいろな内容が含まれていることである。いわゆる5領域を通した総合的な指導が行われるべきである。

おわりに

倉橋は『幼稚園真諦』の最後に、「本書の語るところ、学問の説を籍りず、学者の言を引かず、ひたすら、人間常識と幼児生活の尊重との間に、当然の保育道を見出したに過ぎない。近頃宣伝される新保育でも、輸入保育でもない」⁴²⁾と述べている。

倉橋は第一高等学校時代から東京女子高等師範学校附属幼稚園に通い幼児の遊び姿を見てきた。そして幼児の遊びを大事にしてきた。倉橋の保育法は幼児の生活を大切にしていこうところから始まっている。幼児の生活をそのまま大事にしてやる。そのためには生活形態をしっかりとやる。その中で幼児が自己充実していく。

まさに幼児と一緒に遊び、幼児の生活をよく観察し、幼児から学んだ中から考え出された保育法である。幼児を基盤に据えた地についた保育法だからこそ、おれることなくいつの時代になっても

生き続けてきていると考える。

この度倉橋の素晴らしい著書に触れ、保育の原点について少し学ぶことができたことに感謝する。

引用文献

- 1) 倉橋惣三著. 柴崎正行解説. (2008). *幼稚園真諦*. 株式会社フレーベル館. pp14-15
- 2) 前掲書. pp15-16
- 3) 前掲書. p17
- 4) 前掲書. pp18-19
- 5) 6) 7) 前掲書. p21
- 8) 前掲書. p24
- 9) 10) 前掲書. p26
- 11) 前掲書. p27
- 12) 前掲書. pp30-31
- 13) 14) 前掲書. p32
- 15) 前掲書. pp32-33
- 16) 前掲書. p35
- 17) 前掲書. p37
- 18) 前掲書. p38
- 19) 前掲書. p41
- 20) 前掲書. p43
- 21) 前掲書. p44
- 22) 前掲書. pp45-46
- 23) 24) 前掲書. p49
- 25) 26) 前掲書. p72
- 27) 前掲書. pp74-75
- 28) 前掲書. pp84-85
- 29) 教育基本法 (昭和22年 3月31日法律第25号)
(https://www.mext.go.jp/_b_menu/kihon/about/a001.htm) (2023年11月18日11時50分閲覧)
- 30) 31) 学校教育法 (昭和22年 3月29日法律第26号)
(https://www.mext.go.jp/_b_menu/hakushohtml/others/detail/1317990.htm) (2023年11月18日12時閲覧)
- 32) 国立教育政策研究所情報データベース. 保育要領幼児教育の手びき 昭和22年度 (試案)
(<https://erid.nier.go.jp/files/COFS/s22/index.htm>) (2023年11月18日10時50分閲覧)
- 33) 国立教育政策研究所情報データベース. 幼稚園教育要領 昭和31年度
(<https://erid.nier.go.jp/files/COFS/s31k/index.html>) (2023年11月18日11時閲覧)
- 34) 国立教育政策研究所情報データベース. 幼稚園教育要領 昭和38年度
(<https://erid.nier.go.jp/files/COFS/s38k/index.htm>) (2023年11月18日11時15分閲覧)

- 35) 国立教育政策研究所情報データベース, 幼稚園教育要領 平成元年度
(<https://erid.nier.go.jp/files/COFS/h01k/index.htm>) (2023年11月18日11時28分閲覧)
- 36) 国立教育政策研究所情報データベース, 幼稚園教育要領 平成10年度
(<https://erid.nier.go.jp/files/COFS/h10k/index.htm>) (2023年11月18日11時40分閲覧)
- 37) 文部科学省, (2008), *幼稚園教育要領解説*, 株式会社フレーベル館, p23
- 38)39)40)41) 文部科学省, (2018), *幼稚園教育要領解説*, 株式会社フレーベル館, p26
- 42) 倉橋惣三著, 柴崎正行解説, (2008), *幼稚園真諦*, 株式会社フレーベル館, p134

参考文献

- 森上史朗, (2008), *子どもに生きた人・倉橋惣三の生涯と仕事(下) -保育・家庭教育・児童文化-*, 株式会社フレーベル館.
- 新井 冽, 大豆生田啓友, 小田 豊, 児玉衣子, 柴崎正行, 高杉 展, 本田和子, 森上史朗, (2008), *倉橋惣三と現代保育*, 株式会社フレーベル館.

